

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（職員以外の者の文書の閲覧）<br/>                     第七条 文書は、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）、広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令又は条例に基づく場合を除き、職員以外の者に関連させ、又は写させてはならない。ただし、行政を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、主務課長若しくは地方機関等の長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>（保存年限の延長）<br/>                     第五十一条の二（略）<br/>                     一―四（略）</p> <p>五 個人情報保護の保護に関する法律第七十七条第一項に規定する開示請求があつたもの<br/>                     同法第八十二条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>六 個人情報保護の保護に関する法律第九十一条第一項に規定する訂正請求があつたもの<br/>                     同法第九十三条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>七 個人情報保護の保護に関する法律第九十九条第一項に規定する利用停止請求があつたもの<br/>                     同法第一百一条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> | <p>（職員以外の者の文書の閲覧）<br/>                     第七条 文書は、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）、広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）その他の法令又は条例に基づく場合を除き、職員以外の者に関連させ、又は写させてはならない。ただし、行政を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、主務課長若しくは地方機関等の長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>（保存年限の延長）<br/>                     第五十一条の二（略）<br/>                     一―四（略）</p> <p>五 広島県個人情報保護条例第十条第一項又は第二項に規定する開示請求があつたもの<br/>                     同条例第十一条第一項又は第三項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>六 広島県個人情報保護条例第二十三条第一項に規定する訂正請求があつたもの<br/>                     同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>七 広島県個人情報保護条例第三十条第一項に規定する利用停止請求があつたもの<br/>                     同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間</p> |

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和五年四月一日から施行する。